

# 社会福祉法人岩城保育会

## 令和7年度 事業計画書

### 1 主要な事業

次の第二種社会福祉事業を行う。

- (1) 保育所道川保育園の経営
- (2) 放課後児童健全育成事業
- (3) 一時預かり事業

### 2 保育所道川保育園の経営

#### (1) 基本方針

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づく「保育所保育指針」を踏まえ、保育園の実情に応じて創意工夫を図り、保育園の機能及び質の向上に努めます。

#### (2) 保育園の役割

- ① 入園する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することにも最もふさわしい生活の場とします。
- ② 家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的に行います。
- ③ 子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担います。
- ④ 倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行います。

#### (3) 保育の目標

子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指します。

- ① 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ります。
- ② 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培います。
- ③ 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培います。
- ④ 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培います。
- ⑤ 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養います。

- ⑥ 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培います。

#### (4) 保育の方法

保育の目標を達成するために、保育士等は次の事項に留意して保育します。

- ① 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めます。
- ② 子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えます。
- ③ 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育します。その際、子どもの個人差に十分配慮します。
- ④ 子ども相互の関係づくりや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助します。
- ⑤ 子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にします。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育します。
- ⑥ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助します。

#### (5) 保育の環境

子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構成し、工夫して保育します。

- ① 子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮します。
- ② 子どもの活動が豊かに展開されるよう、設備や環境を整え、保健的環境や安全の確保などに努めます。
- ③ 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場になるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮します。
- ④ 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整えます。

#### (6) 保育園の社会的責任

- ① 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行います。
- ② 地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、保育の内容を適切に説明するよう努めます。
- ③ 子ども等の個人情報適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めます。

## (7) 幼児教育の施設に関して考慮する事項

保育活動を全体を通して、小学校就学時の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について、保育士等が指導を行う際に考慮します。

## (8) 小学校との連携

- ① 小学校教育が円滑に行われるよう、小学校教師との意見交換を設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、保育園保育と小学校教育との円滑な接続を図ります。
- ② 子供に関する情報共有に関して、園児の就学に際し、由利本荘市の支援の下に、園児の育ちを支えるための資料を保育園から小学校に送付します。

## (9) 健康及び安全

一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育園全体における健康及び安全の確保に努めます。

## (10) 子育て支援

子どもの育ちを家庭と連携して支援していくとともに、保護者及び地域が有する子育てを自ら実践する力の向上に資するよう努めます。

## (11) 職員の資質向上

質の高い保育を展開するため、絶えず、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努めます。

## (12) 保育を提供する日

月曜日から土曜日までとする。祝日及び年末年始（12月31日から1月3日）を除く。

## (13) 保育を提供する時間

- ① 標準時間（11時間）  
保護者が保育を必要とする時間7時から18時までとします。なお、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時まで延長保育を提供します。
- ② 短時間（8時間）  
保護者が保育を必要とする時間8時から16時までとします。なお、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時まで延長保育を提供します。

## (14) 職員職務分担表は、別添のとおりとする。

### 3 放課後児童健全育成事業

#### (1) 基本方針

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

#### (2) 支援の内容

- ① 利用者の健康管理、情緒の安定の確保
- ② 利用者の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確認
- ③ 利用者の活動状況の把握
- ④ 遊びの活動への意欲と態度の形成
- ⑤ 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- ⑥ 家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- ⑦ 家庭や地域での遊びに環境づくりへの支援
- ⑧ その他、放課後における利用者の健全育成上必要な活動

#### (3) 開館する日・時間

- ① 開館日 月曜日から土曜日までとする。祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。
- ② 開館時間 ・小学校の授業日  
授業終了後から午後6時30分まで  
・小学校の授業の休業日（土曜日、長期休業期間等）  
午前7時30分から午後6時30分まで

#### (4) 職員職務分担表

施設管理責任者	金森利一（道川保育園園長）
会計責任者	金森利一（道川保育園園長）
虐待防止に関する責任者	金森利一（道川保育園園長）
放課後児童支援員	佐々木 加奈江 ・ 佐々木 奈穂美 中 田 結梨佳
事務員	佐藤 美千代（道川保育園調理師）

## 4 一時預かり事業

### (1) 基本方針

保護者のパート就労や疾病などにより一時的に家庭保育が困難となる乳幼児を保育します。

### (2) 一時預かり料（設定利用料）

市内	4時間未満	1,000円	4時間以上8時間未満	2,000円
市外	4時間未満	2,000円	4時間以上8時間未満	5,000円